

令和8年度第3回旭川市 GX 懇談会 会議録

日 時	令和8年9月29日（火）午後6時30分～午後8時	
場 所	旭川市総合庁舎7階 大会議室 B（旭川市7条通9丁目）	
出席者	参加者	8人 大沼氏、加藤氏、須田氏、寺島氏、三本氏、古澤氏、森田氏、山岸氏（オブザーバー）
	外部関係者	なし
	事務局	3人 経済部（安富 GX 担当課長、堺井、猪谷）
会議の公開・非公開の別	公開	
傍聴者	なし	
議 事	1 開会 2 議題 （仮称）旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する条例について 3 意見交換等 4 その他 （仮称）旭川市 GX 推進基金の設置について 5 閉会	
会議資料	<配付資料> ・資料1（仮称）旭川市再生可能エネルギーの設置等に関する条例について ・資料2（仮称）旭川市 GX 推進基金の設置について	
議事内容等	発言者	発言の要旨
1 開会	事務局	開会挨拶
2 議題	事務局	（資料1について説明）
3 意見交換等	進行役	議題について、意見等はあるか。
	参加者	条例で定めなければ、過料などの行政処分を事業者課すことはできないのか。

	事務局	条例で定めなければ、行政処分を課すことはできない。
	参加者	環境への影響を考えると、罰金という刑事罰を設けるべき。 条例で罰金と公表の両方を定め、違法・不当な事業を抑止すべき。
	事務局	条例で罰金という刑事罰と公表の両方を定めることはできるが、刑事罰が確定する前に公表を行うことは難しい。 とすると、刑事罰が確定した後に公表を行うことになるが、これでは速やかな公表で社会的制裁を加え、違法・不当な事業の速やかな抑止を実現することは難しい。
	参加者	罰金という刑事罰が確定するまでに、どれくらいの時間がかかるのか。
	事務局	発覚、捜査、起訴、略式手続又は正式裁判等を経て、確定することになるが、事件が単純か否か、事業者が争うか否か、関係者が多いか否か等で、かかる時間は大きく異なる。
	参加者	条例で罰金を定める自治体は、現時点では、少数である。 しかし、今後は、環境保全といった観点から、増加する可能性がある。 そこで、先行して、罰金を定めてはどうか。
	事務局	可能性で刑事罰を定めることは難しい。 状況を見ながら、条例の見直しを検討していく。
	参加者	刑事罰も考えられるが、事前の許可条件の審査が重要では。

	事務局	事前の許可条件の審査を適正に行うため、審議会を設ける。
	参加者	許可後の条例違反に備え、条例で刑事罰を定めるべき。
	参加者	刑事罰を定めると、捜査や裁判で時間がかかるおそれがあり、確定にかかる時間分、公表が遅れる。
	事務局	違法・不当な事業を抑制するためには、条例をどのように定めていくのが最も効果的かという点が重要。
	参加者	再生可能エネルギーの導入は推進の方向である。
	事務局	環境に配慮し地域と共生した再エネ導入という考えで条例を制定する自治体が増加しているという状況に鑑みると、単純な推進ではない。
	進行役	手数料、許可条件、審議会の部分について事務局案に意見はあるか。 (特になし)
4 その他	進行役	事務局から何かあるか。
	事務局	資料 2 について説明
5 閉会	事務局	次回は 10 月 19 日を予定している。